# (参考)

## 産業廃棄物について

産業廃棄物とは、事業活動 ( 営利・非営利は問いません。) に伴って出るごみのうち廃棄物処理法で定められた物のことです。

産業廃棄物は、市で収集したり、ごみ処理センターへ直接搬入することはできませんのでご 注意ください。(ご不明な点はお問い合わせください。)

### 産業廃棄物の具体例

1 あらゆる業種から排出されるもの

種 類	内容	例
<u>増 規</u> 燃えがら	<u>□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□</u>	
多んから	がら、灰かす、焼却残灰、炉	TO C C WARRY WITHHIGH W
	」から、灰かり、焼却残灰、炉  清掃掃出物等	
 汚泥	工場廃水等の処理後に残る	
73/16	北状のもの及び各種製造業	無機性汚泥
	の製造工程において生ずる	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ポ状のもので、有機性及び無	小良ピグノド、小食主ビグノド、建成/7/兆寺
	機性のすべてのもの	
(表):古		测离法交感法 炸制法交感法 医内性内结肠法反应法 制持物法反应
廃油	鉱物性及び動物性油脂にか	潤滑油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油、動植物油系廃油、油のしみこんだウエス等
- <del> </del>	かるすべての廃油	加、加めしのこれにフェス寺
廃酸	廃硫酸・廃塩酸・有機塩酸類	
	をはじめとするすべての酸	
	性廃液。中和処理した場合に	
	生ずる沈殿物は汚泥として	
	取り扱う。   廃ソーダ液をはじめとする	
廃アルカ リ	廃ソーグ液をはしめこする    すべてのアルカリ性廃液。中	
.,	和処理をした場合に生ずる	
	沈でん物は汚泥として取り	
	扱う。	
廃プラス		廃ポリウレタン、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃ベーク
チック類	形状及び液状のすべての廃	ランド、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料くず、合成紙く
7 7 7 7 7 7	プラスチック類	ず、合成繊維くず、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、合成ゴムくず、
		陳列棚(プラスチック部分)等
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃	
^ = / - <sup>15</sup>	プラスチック類)	
金属くず		鉄くず、空き缶、古鉄・スクラップ、銅線くず、切断くず、スチール 机、スチールイス、機械部品、一斗缶、陳列棚(金属部分)等
ガラスく		ガラスくず ニュー・ボース・ポース・プリース・オール・フェー・バース・オー
ず、コン		廃空きびん類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊   維くず、カレットくず、ガラス粉、( 飲食店等の ) ガラス食器、陳列
クリート		雄く9、カレットく9、カラス材、(飲食店寺の)カラス良器、陳列 棚(ガラス部分)等
くず及び		コンクリートくず
陶磁器く		製造工程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキング
ず		くず、石膏ボードくず等
		陶磁器くず
		土器くず、陶器くず、せっ器くず、磁器くず、レンガくず、耐熱ガラ
		スくず、石こう型、タイルくず、(飲食店等の)食器類等
鉱くず		
がれき類	工作物の新築、改築又は除去	コンクリート破片、レンガ破片、プロック破片、石類、瓦破片、その
	に伴って生じた各種廃材(専	他これに準じる各種廃材等
	ら土地造成の目的となる土	
	砂に準じたものを除く)	
ばいじん	はい煙発生施設・焼却施設の	
	集じん施設で集められたも	
	の	

### 2 業種等が限定されるもの

種 類	内容	例
紙くず	建設業に係るもの	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボ
	(工作物の新築、撤去又は除去に伴って生じたものに限	ン紙等 建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される
		建材の包表紙、似紙、建設現場から排出される 紙くず等
	パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻	iii (у <del>д</del>
	取紙を使用して印刷発行)に係るもの 出版業(印刷出版を行う者に限る)に係るもの	
	製本業及び印刷物加工業に係るもの	
	PCB が塗布され、又は染込んだもの	
木くず	建設業に係るもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場
71. ( )	(工作物の新築、撤去又は除去に伴って生じたものに限	小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や
	3)	伐根を含む)、木材、木製品製造関係の廃木材、
	· 木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係	おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃
	るもの	チップ、木製パレットや、パレットへの積付け
	パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの	に使用したこん包用木材、リース事業者から排 出されるリース物品(木製の家具・器具類等)
	PCB が染込んだもの	古されるリー人物品(木製の多具・器具類寺)    等
	物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使	ਚ
	用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使	
145 175 1	用したこん包用の木材を含む。)	
繊維く	建設業に係るもの	木綿くず、羊毛くず、麻くず、布くず、綿くず、 不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨ
ず	(工作物の新築、撤去又は除去に伴って生じたものに限る)	小良くり、冷ら七、めしル、くりよゆ、レーコ     ンくず等
	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に	」 建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
	係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック)	
	PCB が染込んだもの	
動植物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業にお	動物性残渣
性残さ	いて原料として使用した動物又は植物に係る固形	魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、
	状の不要物(魚市場、飲食店等から排出される動植物	うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品
	性残さ又は厨芥類は事業活動によって生じた一般廃棄	精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 植物性残さ
	物)	恒初性%さ   ソースかす、しょう油かす、こうじかす、酒か
		す、ビールかす、あめかす、海苔かす、でんぷ
		んかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦
		粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬
		草かす、油かす等
動物系		
固形不	食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形	
要物	状の不要物	
動物の	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物	
ふん尿	のふん尿	
動物の	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物	
死体	の死体	

#### 3 その他

種 類	内容	例
法施行例第2条第13号	産業廃棄物を処理するために処理したもの	有害汚泥のコンクリート固形物
に規定する産業廃棄物	であって、以上の廃棄物に該当しないもの	焼却灰の溶解固形化物

農業活動に伴う、ビニールハウスなどのビニールや金属パイプ、農薬や肥料等の袋や容器も産業廃棄物になります。

事務所などで使用した、スチール机などの事務機器も産業廃棄物になります。(木製の机は一般廃棄物です。)

飲食店等で使用した食器類(陶器・ガラス)や一斗缶(金属)なども産業廃棄物になります。

商店などで使用した陳列棚(金属・プラスチック・ガラス)なども産業廃棄物になります。(木製の棚は一般廃棄物です。)

